26	34°28′23.8773″	136°41′49.4626″
27	34°28′23.7061″	136°41′49.7149″
28	34°28′23.6722″	136°41′49.7372″
29	34°28′23.2034″	136°41′50.0465″
30	34°28′22.8062″	136°41′50.2992″
31	34°28′22.6600″	136°41′50.3922″
32	34°28′22.5555″	136°41′50.3467″

○防衛省告示第二百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十九日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十九日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十九日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百七十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月二十九日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書転送

十一月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

再任用教員の処遇に関する質問主意書

参議院

議案付託

十一月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）　法務委員会に付託

質問主意書提出

十一月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

ミャンマーに係る金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の「行動要請対象の高リスク国・地域」指定をめぐる政府の対応に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第三一号）

帰化及び永住許可等の審査の厳格化及び在留許可手数料の引上げによる外国人の定着及び地域社会への影響に関する質問主意書（ながえ孝子提出）（第三二号）

質問主意書転送

十一月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

証券取引に係るシステムへのサイバー攻撃及び安全管理体制に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二六号）

国民からの公助の要望に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二七号）

日本放送協会の受信料未納者及び未契約者への戸別訪問業務の再開に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第二八号）

人事異動

内閣

判事簡易裁判所判事に任命する（十一月十四日）　児玉　禎治

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は十一月十六日フィリピン国及び中華人民共和国へ出張のため出発した。

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う

国務大臣に指定する

○環境大臣臨時代理

同　武部　新

環境大臣笹川博義海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる

同　武部　新

内閣府特命担当大臣笹川博義海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる

（以上十一月十六日）